

○議長 小田 武人君

3 番、今田議員の一般質問を許します。今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

3 番、今田です。通告に沿って一般質問を行います。

まず 1 件名、6 月にマリントラスであった給湯配管の破損事故について。要旨（1）状況と対応及び費用についてお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

6 月にマリントラスでとありますが、実はこれ、5 月 26 日でございます。午前 0 時 40 分ごろ、2 階宴会場裏部の天井裏の給湯管からの漏水により、事務所内の中央監視装置の警報が全館に鳴り、警備員が現場へ確認に行っております。この漏水により、2 階宴会場及び廊下、レストランの入口部分、厨房及び 1 階のバックヤード部の従業員通路等が水浸しとなっております。特に 2 階の宴会場の廊下の浸水がひどい状況でした。

当日は、山口県の小学校の修学旅行生 109 名が宿泊しており、非常ベル、火災アナウンスが作動したため、すぐに、宿泊者の方には火災でないことを説明し、朝食前に改めて先生及び生徒全員に対して謝罪を行っております。

浸水対応については、マリントラス従業員から連絡を受けた工事業者により、機械室のもののバルブを止め、漏水の対応及び漏水箇所の調査を実施しております。我々地域づくり課職員もマリントラスから連絡があり、職員 4 名と、太平ビルサービスの社員等により、宴会場の廊下の排水及び拭き取り、宴会場の畳の乾燥等を行い、午前 6 時ごろ大方の作業が終了しております。

また、2 階宴会場が当日使用不能となったため、宴会等の当日予約者については、事情を説明の上、他の個室への移動等の対応を行っております。

この漏水による機器の故障等については、工事業者が加入している工事保険にて対応しておりますが、給湯管の老朽度及び今後の対応策もあわせまして、調理場への給湯器を 1 機新設しており、一部給湯管の敷設がえ等にかかった費用 49 万 7,000 円、これにつきましては、国民宿舍会計において支出しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

その状況ですけど、その状況中に、今までの配管の修理中であったのか、それとも、突発的な

平成 29 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

配管事故なのか。それと対応に対して初動時間がどのくらいで初動したのか、お尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

漏水した給湯管ですけれども、この給湯管は今年度、当初予算に上げています全館の給湯管の改修工事に伴う部分でございまして、今のマリンテラスに施設を改修してからいろいろと修理等を行っておりました。実際に漏水した箇所も数日前に修理をしたところが漏水したということになっております。

それと初動時間ですけれども、先ほども申しましたように 0 時 40 分ごろ火災警報が鳴りまして、宿直の警備員の方がマリンテラスの支配人や太平ビルサービスという方にはすぐ連絡をしておりまして、工事業者には 1 時半ごろ、工事業者に連絡してマリンテラスに 1 時 40 分ごろ来て、原因調査を始めております。それと我々地域づくり課にはマリンテラスから 2 時ごろ電話がございまして、それぞれ私、課長と溝上係長、地域づくり課職員 2 名、合計 4 名で漏水の対応を行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

では、修理中の事故で確認していいわけですね。その中で、じゃあ修理費は業者持ちですか。それとも芦屋、行政が持ってんですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

マリンテラスの施設の修繕につきましては、協定の中で年間 400 万までは指定管理者が修繕費を出す。それ以上になった場合、また、1 件が 100 万を越すような場合であれば、町と協議をして行うというふうになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

では、この突発事故の緊急事態が発生したときの連絡体制はどのようになっておるんですか。お知らせください。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

緊急事態の連絡体制ということですが、これはあくまでマリントラスの中で、その支配人等にまずは連絡するという、それとあとは太平ビルサービス、メンテナンス会社等に電話するようになって。それは、事故が発生した 0 時 40 分。それから約 20 分以内で連絡等、警備員がしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

その時に、何ですか、責任者。支配人は芦屋にいましたか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

我々が約 2 時半ぐらいにマリントラスに着いておりますが、そのときにはまだ、支配人に連絡がつかないということで、支配人は、その我々が行ったときには不在でございました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

では、続きまして、件名 2 の国民宿舎経営の将来展望について。要旨（1）今年度中の国民宿舎の改修工事の内容と費用、工事期間及び営業開始時間、時期ですね、お願いします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

今年度予定している改修工事の内容ですけれども、空調設備の改修に伴う天井、壁の撤去新設、給湯管の更新に伴う床の撤去新設、大浴場の循環ろ過装置等の更新及びこれらの工事に伴う建築及び電気工事を行い、費用としては当初予算に約 2 億計上しております。

工事期間につきましては、年明けの 1 月 4 日から 3 月 31 日までの期間を予定しており、マリントラスの営業開始は 4 月 1 日を予定しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

ちょっと、営業開始の時期が今のそのマリンテラスに張ってあるのと日にちが違うんですけど。これ最初のほうは2カ月の休館中と。1回目がですね。2回目が3月31日。3回目が4月の7日になっとるんですけど、この経緯を尋ねます。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

当初予算を計上する時期には、具体的にこの工事に関してどれぐらいの期間がかかるかというのは、まだ確定しておりませんでしたので、早い時期にはその大体年明けの2カ月くらいというような認識を持っていたものと思います。

ただ、私ども町としましては、この3月31日までに工事を終了して、4月1日に開業、再開するという前提で今も調整しておりますけれども、マリンテラスのホームページでは4月5日から開業というふうになっております。

これはあの、マリンテラスに確認しましたけれども、一応、今、そういう調整をして4月1日に向けて調整を行っておるけれども、もし、何らかのことでこの工事の終了が遅れた場合に、お客さんに迷惑をかけるといけないということで、4月、今の時点では5日にしておりますけれども、これで工事の進捗状況によっては、この営業開始の時期というものは、当然4月1日になるものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

次に、国民宿舎は芦屋町総合振興計画のもとで、将来にわたって持続可能なものとして、効率的かつ効果的な維持管理を行うため、計画的に管理される公共施設の対象とされています。また、国民宿舎は芦屋町のシンボルでもあり、町の活性化、財源を確保する施設として有効かつ、効果的に活用が期待できる事業であると明示されています。

国民宿舎は総額17億8,000万円の借金により、平成11年にリニューアルオープンしています。その後、管理運営は平成11年から平成17年まで国民休暇村サービスに委託されています。平成18年以降、指定管理者制度に移行し、18年から22年は国民休暇村サービス、平成23年から27年まではマーチャント・バンカーズ、28年から現在のグリーンハウスとなっ

平成 29 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

ています。

特にマーチャント・バンカーズは指定管理者に採用されて間もなく、町に対し、事業経営が困難であり、指定取り消しを含めた納入金の大幅見直しや、町からの補填に関する申し出を行い、協議書を提出しています。

このことに対して、町は協定書のとおり期間を満了すること、納入金額の見直しは平成 26 年度以降とする。励行できない場合は損害賠償を請求するという申し出を手渡しています。

納入金については平成 23 年度、24 年度はそれぞれ 6,300 万、25 年度は 5,540 万、26 年度は広報に記載していません。27 年度は 3,672 万円と減少しています。28 年度から指定管理者となったグリーンハウスの納入額も 2,000 万円プラス売上高の 1.2% と減少しています。町の一般会計から平成 23 年度以降 27 年度まで 4 年間の繰入金が 2 億 6,971 万円。年平均すると 6,734 万円。指定管理者からの町への納入金は 2 億 1,812 万円。年平均 5,453 万円です。町の出資のほうが多くなっています。28 年度以降は 2,000 万円に減少しています。そのほか町は改善修理経費の負担や、企業債の償還費用を加えると大幅な赤字経営です。そこで、次の事項について質問します。

2、要旨 2 ですね。休館中の従業員の補償とグリーンハウスへの休業補償はどうなっていますか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

平成 29 年 9 月に工事に伴う休業中の指定管理料の免除、それと人件費の負担及び営業経費の実費負担等について、グリーンハウスから補償に係る要望を受けております。現在、補償内容については弁護士に相談し、グリーンハウスと協議中でございます。

また、御質問の従業員の補償につきましては、グリーンハウスと従業員との労使間の問題というふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

今、課長が言われましたけど、従業員の補償が調整中と言われてはいますが、これはやっぱり従業員からの要望が強いんじゃないんですかね。グリーンハウスはそれを認めてないんじゃないかと思うんですけど。どう思ってますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

私どもがグリーンハウスからこの要望を受けて、そのグリーンハウスの話を聞いているときには、議員も御承知のように、現在マリンテラスでは、パートさんの雇用等がままならない状況になっております。このため、この3カ月、年明けの3カ月間仕事がないような状況になって、それを雇用しないということになると、そのまま退職につながる。そうするとグリーンハウス自体はまた4月からの営業に差し支えるというような状況を認識しております。

このため、仕事はしないでも給料の60%を補償して、従業員さんの雇用を継続したいという考えがグリーンハウスにあるようで、その金額、補償について町のほうに要望が上がってきております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

では、3番の町の公共施設総合管理計画の中で、国民宿舎の将来計画はどうなっていますか。また、平成33年度以降の国民宿舎特別会計における財政計画の見通しはどうなっているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

芦屋町公共施設等総合管理計画には、基本方針として、将来人口の減少や少子高齢化、スポーツ振興によるレジャー人口の変化を見据えて、老朽化等により建てかえを検討する際は、移設や集約化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討するとしております。維持管理等の適正化として、計画的な設備の更新を図るともしております。

また、平成33年度以降の国民宿舎特別会計における財政計画では、大規模改修工事は平成30年でおおむね終了し、国民宿舎建設における起債の元金及び利子の償還も完了しているため、歳入歳出の主なものとしましては、指定管理者納入金となっております。これにより、一般会計への繰り出しが可能となりますけれども、施設の老朽化に伴う維持管理経費も必要となることから、33年度以降の財政計画については、今後検討すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

では、芦屋町総合振興計画の目的である自立するまちづくり、持続可能な財政運営の促進を阻害する事態となっています。このような事態、状況は一時も早く是正するべきであります。そのためには、現状を検証、再評価、抜本的な改善、見直しを図った上で、一般会計財政シミュレーションを行い、公共施設等総合管理計画で取り上げるべきと考えます。

次に、要旨 4 に行きます。その前にですね、国民宿舎の宿泊利用率をちょっと聞きたいんですけども。現在、一般社会法人国民宿舎協会ちゅうのがあります、その中に芦屋町は入っていますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

申しわけありません。現在、その手持ちの資料を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

じゃあ、ランキングも何もわからんですね。後日、提出お願い申し上げます。

じゃあ 4 番目行きます。国民宿舎の役割と展望をどのように考えていますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

国民宿舎マリンテラスあしやは、響灘に面した風光明媚な自然環境に位置した芦屋町の観光の拠点として、誰もが安心して楽しみながら利用できる保健休養施設と考えております。このため、芦屋町では、平成 18 年度から公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、より質の高い住民サービスを効率的に提供するとともに、経費の削減等を図ることとして、指定管理者制度を導入しております。このことから、今後、マリンテラスの管理運営を指定管理者制度から以前の直営方式に戻すというようなことは考えておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

国民宿舎には多額の予算が投入されており、将来の展望も見えない状況であります。予算の原

平成 29 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

資は我々町民が納める税金であります。

また、過疎地であり、自主財源に乏しい、厳しい財政状況にあります。芦屋町にあって、町長自身が述べている自立するまちづくり。厳しい財政状況に対応した住みやすい町をつくる。そのためには、持続可能な財政運営の促進を目的とする総合振興計画の趣旨に反するのではありませんか。現状を直視し、見極める必要があると思います。国民宿舎を民間に譲渡する計画を今さっき課長が言われましたように、譲渡する気持ちはないのかと聞いたんですけど、ないということで。これ改めて町長に質問します。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

マリンテラスをですね、民間に譲渡するというその言葉自体、今、初めて私は聞いたわけでございます。おそらくここにおられる議会の皆さんも聞いたことないんじゃないかと思いますが。議論のテーブルに乗ったこともないし、どこからそういう話が出たのか、その今田議員が御提案されているのかどうか、その辺もわかりませんので、どういう答弁していいか、ちょっと困りますので、わかりませんということで、御勘弁願いたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

いや、譲渡する計画の検討はされることはないのかと聞いているんです。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今申し上げましたように、検討も何も、そういうこと自体、そのこと自体が今まで、議員さんからのいろんな質問の中で一度も出たこともないし、議会からも出ていない、執行部からもそういう話は出ていない。今、初めて今田議員から譲渡ということが出ましたんで。どうお答えしていいか。考えもしたことないことでございますので。そういうことでございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

わかりました。全然考えがないということですね。

じゃあ次に行きます。件名 3 の役場職員の休職について。



平成 29 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

波多野町長は「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を将来像とした芦屋町総合振興計画を策定し、また芦屋町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を進めようとしています。その進め方として、町長は町民力、地域力、職員力を掲げていますが、その中で推進力の中核となるのは、役場職員であることは言うまでもありません。その職員が、病気休暇で戦力になっていないということは、職員力が低下していることを示しており、町長の進め方に問題が生じているということではないでしょうか。組織を支える職員が健康・健全であることが町の行政発展を支える重要な要素と言えます。

以上の観点から、要旨 1、休暇中の職員の状況をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による心身の故障により、休職措置をとっている職員の人数は 12 月 1 日現在で 5 名です。休職期間につきましては、個人に関する情報であり、個々の具体的な期間の回答は差し控えさせていただきますが、療養のための休暇及び休職期間の合計が 1 年を超える者は 3 人、1 年未満は 2 人です。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

その中で年度別の休職者をお願いできますか。わかり次第お願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

それでは、25 年度の 3 月末でまず 1 名。26 年 3 月末で 2 名、27 年 3 月末で 2 名、28 年の 3 月末で 3 名という形で、あと 29 年 2 月末で 6 名という形の推移となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

その中でですね、この自治労が出している「職場のパワハラ依然深刻」といって 6 年前に出てるんですけど、このパンフレットお持ちですかね。自治労から出た。

○議長 小田 武人君

平成 29 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自治労につきましては、組合という形になりますので、私どもではちょっとその資料は今のところ持ち合わせておりません。申しわけございません。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

この中にですね、過去 3 年間に 5 人に 1 人がパワハラ被害に遭つとるんですね。その取り組みについて、いろんなこと書かれてあるんですよ。詳しくですね、表にして。これをちょっと参考にして、勉強されとうと思うんですけども、勉強されたらどうかなと思って今、見せたんですけど。

それでは 2 番の鬱など心身疾患による休職、いじめ、パワハラを受けて休職した職員に対する相談窓口はありますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職員の相談窓口としまして、役場の中におきましては、総務課の人事係が担当するようにしております。また、平成 27 年 9 月から仕事上のパフォーマンスに影響を与え得る個人の悩みや心配事を専門のカウンセラー、臨床心理士やまたは精神保健福祉士に相談できるプログラムとして、職員援助プログラム、EAP を業務委託しております。相談方法としては、電話相談やメールの相談、面接相談での対応をしております。

そのほかとしましては、福岡県市町村職員共済組合の心の相談ネットワーク、あと組合のほうから聞いたんですけど、NPO 法人福岡ジェンダー研究所に電話での相談ができるというところがございます。その他としまして、一般的な相談窓口としては、福岡県の各保健福祉事務所のほうや北九州市立の精神保健福祉センター内の、いのちとこころの支援センターなどが相談場所としてあろうかという形で考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

期間中の支給なんですけど、これは 1 年、2 年、3 年で退職ですか。その辺をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

退職という形にはならない、という形にはなろうかと思えます。結局、長期の休職という形になりますので、分減処分をするかどうかという形になろうかと。そこで3年過ぎたから自動的に退職しますよ、失職するということはないと私たちは考えております。

給与面的なところにつきましては、休職をしますと100%から8割、1年半を過ぎると役場のほうから給与が出ないという形になりまして、今度は共済組合のほうから6割、7割程度の、それが約3年弱という形の中での給与の保障はありますけど、それを過ぎると、無給という形になってこようかと。で、給与面で給与がなくなってしまうというところはありますけれど、職員の身分としてなくなるかというところは、身分としてはなくなるらないという形で考えております。以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

人事管理上の監督指導、適正配置は実施されていきましたか。また、2009年、2016年に、今、これ見せました自治労に、見てないということで、これは何回やったかちゅうのは質問しようかと思ったんですけど、見てないということで、これは却下します。

では、3番目の職場復帰への支援と改善について、今後どうするのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職場復帰支援と改善についてという形で、労働安全衛生法第18条に基づき、職員の健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を推進するために、衛生委員会を設置し、産業医、衛生管理者、役場職員組合等から組織し、労働者の健康障害の防止や健康の保持増進を図るための基本となるべき対策や休職者の対応について、いろいろ審議しておりますし、対策についても検討をまず行っております。

心の健康の問題により、休職または病気休暇を取得している職員の職場復帰支援につきましては、以前は主治医の診断書のみで職場復帰の可否を判断しておりましたが、現在は、平成28年度に制定しました職場復帰支援プログラム実施要綱に基づき、職場復帰の支援を行っているところでございます。

手順としましては、ある程度、病状が回復した後、専門の医療機関でリワークプログラム、職場復帰への訓練を受けてもらいます。このリワークプログラムでは、スポーツや認知行動療法系

平成 29 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

のプログラム、対人関係訓練や集団療法、オフィスワークなどが行われております。一定期間参加し、仕事に必要な体力・知力・集中力、対人関係の対処能力などの回復を図ります。

その後、主治医から職場復帰の診断が出たら、町からの受診命令により、指定の医療機関で受診し、セカンドオピニオンをしてもらいます。産業医は、主治医の診断とセカンドオピニオン、リワークプログラムの評価書等を参考にし、本人と面談を行い、産業医の意見を参考に最終的な職場復帰の判断を行うようにしております。

また、復職後 1 週目は午前のみ勤務を行い、午後からリワークプログラムに参加してもらい、2 週目から通常勤務となります。復帰後も一定期間は産業医面談を受け、経過を観察します。また、必要に応じて上司は産業医から配慮すべきことの助言を受けることができます。

今後も、職場復帰支援プログラムの実施要綱に基づき、職員の職場復帰に向けての支援を継続していきたいというふうに考えております。メンタルの不調に陥ると、最低でも半年、長い方は 1 年以上復帰までに時間を要しますので、不調に陥る前の対策として、この EAP の相談や月 1 回、健康相談室を開設しておりますので、その相談窓口を活用していただくような形で職員に周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

最後に、職員の健康上の異常は組織の不幸である。貴重な戦力を欠くことは行政の低下につながります。役場で職員の健康は、町の健康であり、町の元気は役場からであります。ましていわんや、役場は町民の健康情勢に職務を負う重要な役目であり、町民の手本となるべきです。以上の観点から、町長は役場の職員の人事管理、勤務管理、サービス管理、健康管理の責任者としての立場から主治医に面会し、病気の原因、理由の実態を聞くとともに職場における対応策についてアドバイスを受け、適切な実施策を講じるべきだと考えますが、町長の見解を求めます。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

当然のことながら、役場の職員一人一人というのは、非常に大変貴重な人材であるわけでございます。議員から言われるまでもなく、健康管理というのは常々、課長会議、それから政策会議等で論議がなされておるわけでありまして。やはり、上司である係長なり、課長なりがよくその人の動向を観察し、そしてアドバイスする。それがちょっと自分の手に負えないということであれば、人事の担当は総務でありますので、総務課長とよく相談し、そして事前に、今、総務課長が

平成 29 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

ずっとケアについて説明しましたように、いろんなケアの仕方がございますので、そこに紹介したり、相談に乗ったりするというような形で、今、やっておるわけでございます。議員が言われるとおり、職員、非常に貴重な戦力でございますので、各課、各係においては不要な人材というのは一人もないわけでございまして、それ一人欠けますと、その業務がそのほかの職員にまた負担が強られるわけでございます。そういうことでございますので、その辺につきましては、非常に慎重に対処いたしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

これで質問を終わりますけども、退職者の早期復帰を願って質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、今田議員の一般質問は終わりました。